様式第4号(第5条関係)

第　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

丸亀市長

　年度保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、丸亀市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1　交付決定額

　　　　　　　　金　　　　　円

2　交付の条件

(1) 助成事業の対象となる保育所において、保育所運営費の民間施設給与等改善費加算が停止されていないこと。

(2) 賃金改善の具体的内容について記載した処遇改善計画書を作成し、当該保育所職員に対して、計画書の内容について周知していること。

(3) 当該保育所職員の賃金改善(法定福利費等の事業主負担増加額を含む。以下同じ。)以外の費用については認めないこと。ただし、賃金改善の対象となる保育所職員については、非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員を除くこと。

(4) 実績報告により、実際に賃金改善に要した経費が、交付額を下回る場合には、その差額の返還を行うこと。

(5) 虚偽又は不正の手段により、補助事業の交付を受けた場合には、すでに交付された一部又は全部の交付額の返還を行うこと。